

亀山市告示第209号

次のとおり公印の改刻をしたので、亀山市公印規則（平成17年
亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

令和2年12月25日

亀山市長 櫻井義之

区分	名称	印影	使用範囲	使用開始及び 廃止の日	個数
改刻	亀山市長印	(略)	登記専用	令和3年2 月1日	1